

平成 25 年度二国間オフセット・クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査 募集要項

(公財) 地球環境センター (GEC)

募集の概要

我が国は、日本の先進的な低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガス (GHG) 排出抑制・削減への貢献を適切に評価する新たな市場メカニズムとして、二国間オフセット・クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism/Bilateral Offset Credit Mechanism : JCM/BOCM) の導入を提案しています。2010 年以降、開発途上国各国と JCM/BOCM 実施に向けた議論を行い、二国間協力による新たな制度の実施に向けた準備を進めており、2013 年にはモンゴル及びバングラデシュとの間で二国間文書に署名し、同年 4 月 11 日には JCM に係る第 1 回日・モンゴル合同委員会が開催されました。

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) を中心とした気候変動に関する国際交渉では、CDM 等既存の柔軟性メカニズムの改善に加えて、新たな市場メカニズムの議論も行われており、2012 年の COP18 では、我が国が提案している JCM/BOCM を含む様々なアプローチについて、実施のための「枠組み」について作業計画を実行していくことが決定され、「枠組み」の機能や役割、国際的なクレジットの移動に関してダブルカウントを防止する方法等を検討していくこととなりました。また、開発途上国における森林減少・劣化及び森林域の炭素蓄積量増加を含めた REDD+ についても市場メカニズムを活用することが検討されております。

我が国が提案している JCM/BOCM は制度設計について検討が進められている状況であり、より具体的な形で、既存メカニズムの課題を克服し、開発途上国における新たな排出削減事業の発掘と低炭素社会実現の支援を推し進め、さらに我が国の野心的な GHG 削減目標の達成に向けた提案 (実施手法や手続き等を含む) が必要となっています。そのためには、JCM/BOCM を通じて実施されるプロジェクトが真に GHG 削減に寄与していることを実証することと、そのための方法論に基づいて算出される GHG 削減量が測定・報告・検証 (MRV) 可能であることを併せて実証することが重要です。そこで、JCM/BOCM プロジェクトが実際にホスト国において実施可能かどうかを判断するための調査を通じて、開発途上国における GHG 削減への寄与とその効果の MRV を実証する取り組みが必要です。

さらには、将来的に JCM/BOCM プロジェクトを多くの開発途上国で実施していくこと、並びに既存の CDM 制度を改善し継続的に CDM を実施していくことも、気候変動対策を国際的に多角的に進めていくためには重要な取り組みであります。

これらを踏まえ、以下に挙げる 4 種類の調査案件を募集します。

- I. [JCM/BOCM 実証案件組成調査](#) (本募集要項 P.3～7 で詳説)
- II. [JCM/BOCM 方法論実証調査](#) (本募集要項 P.8～12 で詳説)
- III. [JCM/BOCM 実現可能性調査](#) (本募集要項 P.13～17 で詳説)
- IV. [CDM 実現可能性調査](#) (本募集要項 P.18～22 で詳説)

なお、本募集要項に関する[公募説明会](#)を東京及び大阪で開催します。詳細は P.24～25 をご参照ください。

<目次>

募集の概要

I. JCM/BOCM 実証案件組成調査	P. 3
II. JCM/BOCM 方法論実証調査	P. 8
III. JCM/BOCM 実現可能性調査	P. 13
IV. CDM 実現可能性調査	P. 18
別紙：暴力団排除に関する誓約事項	P. 23
公募説明会について	P. 24

【応募様式】

- 応募様式 I-1 / II-1 / III-1 / IV-1 提案書（各応募区分で共通）
- 応募様式 I-2 提案内容（JCM/BOCM 実証案件組成調査）
- 応募様式 II-2 提案内容（JCM/BOCM 方法論実証調査）
- 応募様式 III-2 提案内容（JCM/BOCM 実現可能性調査）
- 応募様式 IV-2 提案内容（CDM 実現可能性調査）
- 応募様式 I-3 / II-3 / III-3 / IV-3 調査費積算内訳（各応募区分で共通）
- 応募様式 I-4 / II-4 / III-4 / IV-4 調査団体概要（各応募区分で共通）
- Form I-5 Proposal Summary（JCM/BOCM Project Planning Study）
- Form II-5 Proposal Summary（JCM/BOCM Methodology Demonstration Study）
- Form III-5 Proposal Summary（JCM/BOCM Feasibility Study）

【参考資料】

- 参考資料 1 委託業務契約書（案）
- 参考資料 2 委託業務仕様書（案）
- 参考資料 3 委託業務事務処理規程（案）

本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
事業部 気候変動対策課（織田、坂内）
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：<http://gec.jp/jp/>

I. JCM/BOCM 実証案件組成調査

1. 目的

二国間オフセット・クレジット制度 (JCM/BOCM) の下で実プロジェクトを組成し、JCM/BOCM 登録を目指したプロジェクトの実施計画・資金計画の確立と当該プロジェクトに適用可能な方法論の開発・申請を行い JCM/BOCM の具体的な運用とその拡大に寄与することを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、調査実施団体が翌年度以降に JCM/BOCM プロジェクトとして登録申請することを前提としたプロジェクト計画を対象として、以下の事項を実施していただきます。

- JCM/BOCM 合同委員会での承認を目的とした JCM/BOCM 方法論案を構築すること。
- 類似の既稼働施設がある場合には、当該方法論案を用いて排出削減量を測定するとともに、当該方法論がホスト国において実際に適用可能なものであるかどうかを実証すること。
- JCM/BOCM プロジェクト設計書 (PDD) を作成すること。
- JCM/BOCM プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等を立案すること。
- 上記計画・体制立案に当たっては、ホスト国側のカウンターパート等で構成される委員会を設置し、委員の日本招聘による研修 (技術実地視察を含む) を行うこと。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約 (UNFCCC) を批准しており、JCM/BOCM の実施に可能性のある開発途上国。
なお、二国間オフセット・クレジット制度について、既に二国間文書に署名した国又は以下の国 (2013 年 5 月 23 日現在) を優先します。

- ① 既に二国間文書に署名した国: モンゴル、バングラデシュ
(※ その後、署名された場合、それらの国も含める)
- ② 同制度に関連した首脳レベルでの共同声明等がある国: インド、ベトナム、インドネシア、タイ、メコン河流域国 (ラオス、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー)

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO₂ 削減に資する分野。(※REDD+を含む森林吸収源対策は含みません。)
具体的な募集技術分野については、例えば下記を想定していますが、これらに限定される訳ではありません。

<技術分野例>

- 廃棄物管理 (埋立処分場管理、廃棄物処理、リサイクル改善等)
- 排水管理 (メタン回収、排水の適正処理等)
- バイオマス利用 (未利用残渣・農業廃棄物の有効活用等)
- 大気汚染改善につながるエネルギー効率改善 (ボイラ更新等)
- 交通管理 (交通政策及び公共交通 (鉄道・地下鉄・バス等) の整備等)

(4) 調査期間

契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日 (月) を予定。

(5) 調査費用

- 調査費の上限額は 1 件当たり概ね 5000 万円 (税抜) とします。
- 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- 調査費は、委託業務事務処理規程に定められた委託業務の実施に必要な経費となります。
- 調査費は精算払いとします。支払い時期は平成 26 年 4 月下旬頃を予定しています。

3. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべての条件を満たすことのできる日本法人(登記法人)。

※ 調査実施団体が調査対象の組成案件について、翌年度以降にJCM/BOCMプロジェクトとして登録申請することを前提とします。

- (1) 次の(a)～(c)のいずれかに該当すること。
 - (a) 民間企業
 - (b) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (c) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (2) 調査事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 調査事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (4) 調査事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 本募集要項の別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

【共同提案による応募の場合の追加的応募資格】

- 主提案者(採択後代表幹事となる者)と共同提案者を明確にした上で、いずれの提案者も上記応募資格を満たしていること。

4. 応募方法

(1) 応募書類等の作成

本募集要項(参考資料を含む)及び応募様式(記入要領を含む)を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vii)です。

(i) 提案書(応募様式 I-1)	1 団体当たり 1 部
(ii) 提案内容(応募様式 I-2)		} まとめて 20 セット (両面コピー、左上端ホッチキス止め)
(iii) 調査費積算内訳(応募様式 I-3)		
(iv) 提案団体の概要(応募様式 I-4)		
(v) 提案内容の英文概要(Form I-5)		
(vi) 提案団体の参考資料	1 案件当たり 1 部
(vii) 電子媒体(上記(ii)～(v)のみ)		1 団体当たり 1 部
		1 団体当たり CD-R 1 枚に収納

- (ii) 提案内容に記載した内容は、採択後に作成する特記仕様書及び実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募様式は、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入すること。
- 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京及び大阪で開催します。

詳細は [P.24～P.25 の「公募説明会について」](#)を参照してください。

(3) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次にしたがって提出してください。

- 1) 提出期限: 平成 25 年 6 月 3 日(月) 午後 5 時 00 分まで
- 2) 提出方法: 電子メールにて本件窓口に送付すること。
※電子メールの件名は「質問:H25 JCM/BOCM 実証案件組成調査」とすること。
- 3) 回答方法: 平成 25 年 6 月 5 日(水) 中までに本件窓口のホームページ上で行います。

(4) 応募書類の提出期限及び提出場所等

1) 応募書類の提出期限及び提出場所

提出期限: 平成 25 年 6 月 12 日(水) 午後 3 時 00 分(必着)

提出場所： 本件窓口あて

2) 応募書類の提出方法

- 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。
- 応募書類の送付時に電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「H25 調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。）複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。）応募書類受付後、そのメールに返信します。

※ 「I. 実証案件組成調査」「II. 方法論実証調査」、「III. 実現可能性調査」、及び「IV. CDM 実現可能性調査」の区分の複数に提案する場合も、電子メールでの連絡は一度にまとめて構いませんが、調査案件が I、II、III、IV いずれに該当するものであるか分かるように記載してください。

- 理由の如何によらず、提出期限を過ぎての提出は認めません。
また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
※ 内容をよく確認した上で提出すること。
- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(5) その他

- 応募書類等は、採択審査にのみ使用します。
- 応募書類等の(v)は、採択審査のためホスト国政府との情報共有に利用場合があります。
- 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
- 不採択となった応募書類等の内容は、非公表とします。

5. 審査・採択要件

(1) 審査の方法

応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。

平成 25 年 6 月 17 日（月）から 6 月 28 日（金）（期間中の土・日曜日も含む）

一次審査では、「3. 応募資格」及び「5. 審査・採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。

一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成される「JCM/BOCM プロジェクト支援委員会」（以下「委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成 25 年 7 月初旬を予定）。

委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。

(2) 採択要件

【考え方】

JCM/BOCM の制度設計の一部である JCM/BOCM 早期実施のための環境整備として、事業・活動に適用可能な JCM/BOCM 方法論が構築されることが期待でき、その方法論の適用に係るケーススタディーとして実績が実証できる確度が高く、さらにホスト国の政策・ニーズと合致している案件を優先的に採択します。また、調査対象事業・活動の GHG 削減効果が CDM の下では実施が困難である等、CDM での事業・活動の促進を補完できる性質であることが示せることについても配慮します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

具体的には、以下の採択要件に基づいて総合的に評価します。

- 1) ホスト国において、調査対象案件を実施する現地事業者等とすでにプロジェクト実施及び具体的な資金面での協議が行われていること

- 2) 調査対象案件による GHG 削減効果について、適用可能な JCM/BOCM 方法論案の作成が期待できること
- 3) 採用技術が実用化されていること
- 4) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- A) JCM/BOCM 二国間署名が行われた国で実施されるプロジェクト
- B) プロジェクト実現化に向けた事業実施体制及び資金計画について具体的に提案されているもの
- C) プロジェクト実施サイトが確定しているもの
- D) プロジェクト実施に当たって必要となる環境影響評価等現地における許認可が既に取得できているもの
- E) ホスト国における基礎調査が既に実施済みであり、その調査結果が良好なもの
- F) 調査対象案件に適用可能な JCM/BOCM 方法論案が既に考案されているもの
- G) ホスト国において対策実施の優先分野等に合致するもの
- H) ホスト国の関連法制度・政策・戦略等と調査対象事業・活動との整合性が確認できるもの
- I) ホスト国におけるローカルな環境汚染対策や持続可能な開発の実現に寄与するもの
- J) 日本製技術の普及展開が期待できるもの
- K) ホスト国内及びホスト国外への高い波及効果が期待できるもの

(3) 採択結果の公表

採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成 25 年 7 月上旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（公財）地球環境センター（GEC）から公表します。

応募区分変更での採択となる場合には、採択結果公表の前に提案者と別途相談させていただきます。

なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

6. 調査事業の流れ

(1) 見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。（応募区分 III. JCM/BOCM 実現可能性調査として採択される場合においては、別途相談する内容に基づいた見積書の提出をお願いします。）

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。（委託業務事務処理規程（案）を確認されることをお勧めします。）

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GEC が調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。

契約期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日（月）（予定）までとします。

契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。

(3) 調査の実施

契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。

調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限は別途お知らせいたします。）現地調査には、必要性・重要

性を考慮して、事務局（場合によっては環境省担当者）も同行させていただく場合があります。

ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。

事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国は未定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力お願いいたします。

JCM/BOCM 方法論の開発にあたり、JCM/BOCM 方法論作成ガイドライン（対象ホスト国において当該ガイドラインが策定されていない場合は、日本・モンゴル間の JCM/BOCM において、合同委員会で採択されたもの（「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Developing Proposed Methodology」）を参考とする）での要求事項と整合性を確保できるように、GEC が別に JCM/BOCM 方法論開発支援を委託する団体による JCM/BOCM 方法論開発支援を行いますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 結果の報告等

1) 委託業務実施期間中の調査結果の報告

毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。

平成 25 年 10 月上旬頃に中間報告書（和文）（JCM/BOCM 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。

※中間報告書は第 2 回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

※中間報告書に関する第 2 回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します（平成 25 年 10 月下旬予定）。必ず出席してください。

平成 26 年 1 月中旬には 3 月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及び PDD 案とともに提出していただきます。

平成 26 年 3 月 3 日（月）（予定）の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー（英文）、JCM/BOCM 方法論案及び PDD 案を提出していただきます。

最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GEC のホームページ（<http://gec.jp/jp>）で公表します。

2) 報告関連会合等への出席

報告関連会合等（ア．調査成果報告会：平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定、イ．温暖化対策シンポジウム：平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定、ウ．ホスト国協議会合）に出席し、調査結果について報告していただきます。

※調査成果報告会及び温暖化対策シンポジウムへの出席に係る旅費等は、開催時期が調査終了後となった場合は、GEC よりお支払い致します。

(5) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に 7 月又は 8 月頃に開催しますので、出席してください。

委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

7. 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合がございます。

JCM/BOCM プロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、新メカニズムの国際交渉の動向を踏まえて、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

II. JCM/BOCM 方法論実証調査

1. 目的

二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）の下で実施が見込まれるプロジェクトを想定し、実際に稼働している案件（平成 25 年 9 月末までに稼働開始予定の案件も含む）を対象とした JCM/BOCM 方法論案及び JCM/BOCM プロジェクト設計書（PDD）を作成し、排出削減量を測定・報告し、当該方法論がホスト国において実際に適用可能なものであるかどうかを検証することを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、JCM/BOCM 合同委員会での承認を目指した JCM/BOCM 方法論を作成するとともに、可能な限り将来の同種案件の JCM/BOCM プロジェクト化を想定したプロジェクト計画を対象として、以下の事項を実施していただきます。

- JCM/BOCM での承認を目的とした方法論案を構築すること。
- 対象案件に基づいた JCM/BOCM プロジェクト設計書（PDD）案を作成すること。
- 実際に稼働している案件に対して、当該方法論案及び PDD 案を用いて排出削減量をモニタリングした上で測定・報告するとともに、当該方法論がホスト国において実際に適用可能なものであるかどうかを実証すること。排出削減量の測定・報告については、現地カウンターパートと共同して進めることを想定し、第三者機関の検証に耐えうるものものとする。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准しており、JCM/BOCM の実施に可能性のある開発途上国。

なお、二国間オフセット・クレジット制度について、既に二国間文書に署名した国又は以下の国（2013 年 5 月 23 日現在）を優先します。

- ① 既に二国間文書に署名した国：モンゴル、バングラデシュ
（※ その後、署名された場合、それらの国も含める）
- ② 同制度に関連した首脳レベルでの共同声明等がある国：インド、ベトナム、インドネシア、タイ、メコン河流域国（ラオス、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー）

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO₂ 削減に資する分野。（※REDD+を含む森林吸収源対策は含みません。）

具体的な募集技術分野については、例えば下記を想定していますが、これらに限定される訳ではありません。

<技術分野例>

- 廃棄物管理（埋立処分場管理、廃棄物処理、リサイクル改善等）
- 排水管理（メタン回収、排水の適正処理等）
- バイオマス利用（未利用残渣・農業廃棄物の有効活用等）
- 大気汚染改善につながるエネルギー効率改善（ボイラ更新等）
- 交通管理（交通政策及び公共交通（鉄道・地下鉄・バス等）の整備等）

(4) 調査期間

契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日（月）を予定。

(5) 調査費用

- 調査費の上限額は 1 件当たり概ね 2000 万円（税抜）とします。
- 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- 調査費は、委託業務事務処理規程に定められた委託業務の実施に必要な経費となります。
- 調査費は精算払いとします。支払い時期は平成 26 年 4 月下旬頃を予定しています。

3. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべての条件を満たすことのできる日本法人(登記法人)。

※原則として、調査実施団体が翌年度以降にJCM/BOCMの方法論の承認申請を行うことを前提とします。

- (1) 次の(a)～(c)のいずれかに該当すること。
 - (a) 民間企業
 - (b) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (c) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (2) 調査事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 調査事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (4) 調査事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 本募集要項の別紙に示す「[暴力団排除に関する誓約事項](#)」に誓約できる者であること。

4. 応募方法

(1) 応募書類等の作成

本募集要項(参考資料を含む)及び応募様式(記入要領を含む)を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vii)です。

(i)	提案書(応募様式 II-1)	1 団体当たり 1 部
(ii)	提案内容(応募様式 II-2)	}	まとめて 20 セット (両面コピー、左上端ホッチキス止め)
	(概要、詳細とも)		
(iii)	調査費積算内訳(応募様式 II-3)		
(iv)	提案団体の概要(応募様式 II-4)		
(v)	提案内容の英文概要(Form II-5)		1 案件当たり 1 部
(vi)	提案団体の参考資料	1 団体当たり 1 部
(vii)	電子媒体(上記(ii)～(v)のみ)		1 団体当たり CD-R 1 枚に収納

- (ii) 提案内容に記載した内容は、実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募様式は、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入すること。
- 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京及び大阪で開催します。

詳細は [P.24～P.25](#) の「[公募説明会について](#)」を参照してください。

(3) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次にしたがって提出してください。

- 1) 提出期限: **平成 25 年 6 月 3 日(月) 午後 5 時 00 分まで**
- 2) 提出方法: 電子メールにて本件窓口へ送付すること。
※電子メールの件名は「質問: H25 JCM/BOCM 方法論実証調査」とすること。
- 3) 回答方法: 平成 25 年 6 月 5 日(水) 中までに本件窓口のホームページ上で行う。

(4) 応募書類の提出期限及び提出場所等

- 1) 応募書類の提出期限及び提出場所
提出期限: **平成 25 年 6 月 12 日(水) 午後 3 時 00 分(必着)**
提出場所: 本件窓口にて
- 2) 応募書類の提出方法

- 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。
 - 応募書類の送付時に電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「H25 調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。）複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。）応募書類受付後、そのメールに返信します。
※「I. 実証案件組成調査」「II. 方法論実証調査」、「III. 実現可能性調査」、及び「IV. CDM 実現可能性調査」の区分の複数に提案する場合も、電子メールでの連絡は一度にまとめて構いませんが、調査案件が I、II、III、IV いずれに該当するものであるか分かるように記載してください。
 - 理由の如何によらず、提出期限を過ぎての提出は認めません。
また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
※ 内容をよく確認した上で提出すること。
 - 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。
- (5) その他
- 応募書類等は、採択審査にのみ使用します。
 - 応募書類等の(v)は、採択審査のためホスト国政府との情報共有に利用する場合があります。
 - 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
 - 不採択となった応募書類等の内容は、非公表とします。

5. 審査・採択要件

(1) 審査の方法

応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。

平成 25 年 6 月 17 日（月）から 6 月 28 日（金）（期間中の土・日曜日も含む）

一次審査では、「3. 応募資格」及び「5. 審査・採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。

一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成される「JCM/BOCM プロジェクト支援委員会」（以下「委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成 25 年 7 月初旬を予定）。

委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。

(2) 採択要件

【考え方】

JCM/BOCM の制度設計の一部である JCM/BOCM 早期実施のための環境整備として、事業・活動に適用可能な JCM/BOCM 方法論が構築されることが期待でき、その方法論の適用に係るケーススタディーとして実績が実証できる確度が高く、さらにホスト国の政策・ニーズと合致している案件を優先的に採択します。また、調査対象事業・活動の GHG 削減効果が CDM の下では実施が困難である等、CDM での事業・活動の促進を補完できる性質であることが示せることについても、配慮します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

具体的には、以下の採択要件に基づいて総合的に評価します。

- 1) ホスト国において、原則として既に実際に稼働している案件についての調査であること
（ただし、2013 年 9 月末までに稼働開始する予定である案件でも可とすることがある）
- 2) 調査対象案件による GHG 削減効果について、適用可能な JCM/BOCM 方法論案の作成が期待できること
- 3) ホスト国において、現地カウンターパート(政府、団体、企業等)が存在していること

- 4) ホスト国において、調査対象案件についてモニタリング活動を行う現地事業者等とすでに協議が行われていること
- 5) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- A) JCM/BOCM 二国間署名が行われた国で実施されるプロジェクト
- B) 調査対象案件に適用可能な JCM/BOCM 方法論案が既に考案されているもの
- C) ホスト国において対策実施の優先分野等に合致するもの
- D) ホスト国の関連法制度・政策・戦略等と調査対象事業・活動との整合性が確認できるもの
- E) ホスト国におけるローカルな環境汚染対策や持続可能な開発の実現に寄与するもの
- F) 日本製技術の普及展開が期待できるもの
- G) ホスト国内及びホスト国外への同種案件の普及が期待できるもの

(3) 採択結果の公表

採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知する（平成 25 年 7 月上旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（公財）地球環境センター（GEC）から公表します。

なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

6. 調査事業の流れ

(1) 見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。（委託業務事務処理規程（案）を確認されることをお勧めします。）

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GEC が調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。

契約期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日（月）（予定）までとします。

契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。

(3) 調査の実施

契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。

調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限は別途お知らせいたします。）現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局（場合によっては環境省担当者）も同行させていただく場合があります。

ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。

事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国は未定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力お願いいたします。

JCM/BOCM 方法論の開発にあたり、JCM/BOCM 方法論作成ガイドライン（対象ホスト国において当該ガイドラインが策定されていない場合は、日本・モンゴル間の JCM/BOCM において、合同委員会で採択されたもの（「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Developing Proposed Methodology」）を参考とする）での要求事項と整合性を確保できるように、GEC が別に JCM/BOCM 方法論開発支援を委託する団体による JCM/BOCM 方法論開発支援を行いますので、ご協力をお

願いたします。

(4) 結果の報告等

1) 委託業務実施期間中の調査結果の報告

毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。

平成 25 年 10 月上旬頃に中間報告書（和文）（JCM/BOCM 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。

※中間報告書は第 2 回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

※中間報告書に関する第 2 回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します（平成 25 年 10 月下旬予定）。必ず出席してください。

平成 26 年 1 月中旬には 3 月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及び PDD 案とともに提出していただきます。

平成 26 年 3 月 3 日（月）（予定）の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー（英文）、JCM/BOCM 方法論案及び PDD 案を提出していただきます。

最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GEC のホームページ（<http://gec.jp/jp>）で公表します。

2) 報告関連会合等への出席

報告関連会合等（ア．調査成果報告会：平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定、イ．温暖化対策シンポジウム：平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定、ウ．ホスト国協議会合）に出席し、調査結果について報告していただきます。

※調査成果報告会及び温暖化対策シンポジウムへの出席に係る旅費等は、開催時期が調査終了後となった場合は、GEC よりお支払いします。

(5) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に 7 月又は 8 月頃に開催しますので、出席してください。

委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

7. 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合がございます。

JCM/BOCM プロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、新メカニズムの国際交渉の動向を踏まえて、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

III. JCM/BOCM 実現可能性調査

1. 目的

二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）の下での実施が見込まれるプロジェクトを対象として、当該プロジェクトに適用可能な JCM/BOCM 方法論を開発すること、及び想定される資金計画、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等について立案し、JCM/BOCM プロジェクト設計書（PDD）を作成することを通じて、そのプロセスで得られる知見・経験を集約することを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、調査実施団体が翌年度以降に JCM/BOCM プロジェクトとして登録申請することを前提としたプロジェクト計画を対象として、以下の事項を実施していただきます。

- JCM/BOCM での承認を目的とした方法論案を構築すること。
- 対象案件に基づいた JCM/BOCM プロジェクト設計書（PDD）を作成すること。
- 想定される資金計画、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制について立案すること。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准しており、JCM/BOCM の実施に可能性のある開発途上国。

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO₂ 削減に資する分野、及び REDD+を含む森林吸収源等非エネルギー起源 CO₂ 削減/吸収に資する分野。

具体的な募集技術分野については、例えば下記を想定していますが、これらに限定される訳ではありません。

<技術分野例>

- 廃棄物管理（埋立処分場管理、廃棄物処理、リサイクル改善等）
- 排水管理（メタン回収、排水の適正処理等）
- バイオマス利用（未利用残渣・農業廃棄物の有効活用等）
- 大気汚染改善につながるエネルギー効率改善（ボイラ更新等）
- 交通管理（交通政策及び公共交通（鉄道・地下鉄・バス等）の整備等）
- 森林管理・土地利用変化対策（REDD+等）

(4) 調査期間

契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日（月）を予定。

(5) 調査費用

- 調査費の上限額は 1 件当たり概ね 2000 万円（税抜）とします。
- 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- 調査費は、委託業務事務処理規程に定められた委託業務の実施に必要な経費となります。
- 調査費は精算払いとします。支払い時期は平成 26 年 4 月下旬頃を予定しています。

3. 応募資格

以下の (1) ～ (5) のすべての条件を満たすことのできる日本法人（登記法人）。

※ 原則として、調査実施団体が翌年度以降に JCM/BOCM の方法論の承認申請、JCM/BOCM プロジェクトの登録申請を行うことを前提とします。

(1) 次の (a) ～ (c) のいずれかに該当すること。

(a) 民間企業

(b) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- (c) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (2) 調査事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 調査事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (4) 調査事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 本募集要項の別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

4. 応募方法

(1) 応募書類等の提出

本募集要項（参考資料を含む）及び応募様式（記入要領を含む）を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の (i) ～ (vii) です。

- | | | | |
|-------|------------------------|----------|-----------------------------------|
| (i) | 提案書（応募様式 III-1） | ・・・・・・・・ | 1 団体当たり 1 部 |
| (ii) | 提案内容（応募様式 III-2） | } | まとめて 20 セット
（両面コピー、左上端ホッチキス止め） |
| | （概要、詳細とも） | | |
| (iii) | 調査費積算内訳（応募様式 III-3） | | |
| (iv) | 提案団体の概要（応募様式 III-4） | | |
| (v) | 提案内容の英文概要（Form III-5） | | 1 案件当たり 1 部 |
| (vi) | 提案団体の参考資料 | ・・・・・・・・ | 1 団体当たり 1 部 |
| (vii) | 電子媒体（上記 (ii) ～ (v) のみ） | | 1 団体当たり CD-R 1 枚に収納 |

- (ii) 提案内容に記載した内容は、実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v) を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募様式は、(公財)地球環境センター (GEC) のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入すること。
- 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京及び大阪で開催します。
詳細は [P.24～P.25 の「公募説明会について」](#) を参照してください。

(3) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次にしたがって提出してください。

- 1) 提出期限： 平成 25 年 6 月 3 日（月）午後 5 時 00 分まで
- 2) 提出方法： 電子メールにて本件窓口へ送付すること。
※電子メールの件名は「質問：H25 JCM/BOCM 実現可能性調査」とすること。
- 3) 回答方法： 平成 25 年 6 月 5 日（水）中までに本件窓口のホームページ上で行います。

(4) 応募書類の提出期限及び提出場所等

1) 応募書類の提出期限及び提出場所

提出期限： 平成 25 年 6 月 12 日（水）午後 3 時 00 分（必着）

提出場所： 本件窓口あて

2) 応募書類の提出方法

- 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。
- 応募書類の送付時に電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「H25 調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。）複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。）応募書類受付後、そのメールに返信します。

※ 「I. 実証案件組成調査」「II. 方法論実証調査」、「III. 実現可能性調査」、及び「IV. CDM

実現可能性調査」の区分の複数に提案する場合も、電子メールでの連絡は一度にまとめて構いませんが、調査案件が I、II、III、IV いずれに該当するものであるか分かるように記載してください。

- 理由の如何によらず、提出期限を過ぎての提出は認めません。
また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
※ 内容をよく確認した上で提出すること。
- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(5) その他

- 応募書類等は、採択審査にのみ使用します。
- 応募書類等の(v)は、採択審査のためホスト国政府との情報共有に利用する場合があります。
- 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
- 不採択となった応募書類等の内容は、非公表とします。

5. 審査・採択要件

(1) 審査の方法

応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。

平成 25 年 6 月 17 日（月）から 6 月 28 日（金）（期間中の土・日曜日も含む）

一次審査では、「3. 応募資格」及び「5. 審査・採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。

一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成される「JCM/BOCM プロジェクト支援委員会」（以下「委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成 25 年 7 月初旬を予定）。

委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。

(2) 採択要件

【考え方】

JCM/BOCM の制度設計の一部である JCM/BOCM 早期実施のための環境整備として、事業・活動に適用可能な JCM/BOCM 方法論が構築されることが期待でき、その方法論の適用に係るケーススタディーとして実績が実証できる確度が高く、さらにホスト国の政策・ニーズと合致している案件を優先的に採択します。また、調査対象事業・活動の GHG 削減効果が CDM の下では実施が困難である等、CDM での事業・活動の促進を補完できる性質であることが示せることについても、配慮します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

具体的には、以下の採択要件に基づいて総合的に評価します。

- 1) ホスト国において、現地カウンターパート(政府、団体、企業等)が存在していること
- 2) 調査対象案件による GHG 削減効果について、適用可能な JCM/BOCM 方法論案の作成が期待できること
- 3) 採用技術が実用化されていること
- 4) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- A) JCM/BOCM 二国間署名が行われた国で実施されるプロジェクト
- B) JCM/BOCM で実施するのが適切であると思われるもの
- C) 調査対象案件に適用可能な JCM/BOCM 方法論案が既に考案されているもの
- D) ホスト国における基礎調査が既に実施済みであり、その調査結果が良好なもの
- E) 既に投資が決定しているもの
- F) ホスト国の関連法制度・政策・戦略等と調査対象事業・活動との整合性が確認できるもの
- G) ホスト国におけるローカルな環境汚染対策や持続可能な開発の実現に寄与するもの

- H) 日本製技術の普及展開が期待できるもの
- I) ホスト国内及びホスト国外への高い波及効果が期待できるもの

(3) 採択結果の公表

採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成 25 年 7 月中旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（公財）地球環境センター（GEC）から公表します。

なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

6. 調査事業の流れ

(1) 見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。（委託業務事務処理規程（案）を確認されることをお勧めします。）

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GEC が調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。

契約期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日（月）（予定）までとします。

契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。

(3) 調査の実施

契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。

調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限は別途お知らせいたします。）現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局（場合によっては環境省担当者）も同行させていただく場合があります。

ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。

事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国は未定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力お願いいたします。

JCM/BOCM 方法論の開発にあたり、JCM/BOCM 方法論作成ガイドライン（対象ホスト国において当該ガイドラインが策定されていない場合は、日本・モンゴル間の JCM/BOCM において、合同委員会で採択されたもの（「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Developing Proposed Methodology」）を参考とする）での要求事項と整合性を確保できるように、GEC が別に JCM/BOCM 方法論開発支援を委託する団体による JCM/BOCM 方法論開発支援を行いますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 結果の報告等

1) 委託業務実施期間中の調査結果の報告

毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。

平成 25 年 10 月上旬頃に中間報告書（和文）（JCM/BOCM 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。

※中間報告書は第 2 回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

※中間報告書に関する第 2 回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー

会を開催します（平成 25 年 10 月下旬予定）。必ず出席してください。

平成 26 年 1 月中旬には 3 月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及び PDD 案とともに提出していただきます。

平成 26 年 3 月 3 日（月）（予定）の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー（英文）、JCM/BOCM 方法論案及び PDD 案を提出していただきます。

最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GEC のホームページ (<http://gec.jp/jp>) で公表します。

2) 報告関連会合等への出席

報告関連会合等（ア．調査成果報告会：平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定、イ．温暖化対策シンポジウム：平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定、ウ．ホスト国協議会合）に出席し、調査結果について報告していただきます。

※調査成果報告会及び温暖化対策シンポジウムへの出席に係る旅費等は、開催時期が調査終了後となった場合は、GEC よりお支払いします。

(5) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に 7 月又は 8 月頃に開催しますので、出席してください。

委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

7. 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合がございます。

JCM/BOCM プロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、新メカニズムの国際交渉の動向を踏まえて、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

IV. CDM 実現可能性調査

京都議定書に規定されている CDM プロジェクトの実現可能性調査が対象となります（ただし、募集対象となるのは、下記 2 (1) の (ア) から (ウ) に示す応募区分に該当する案件に限ります）。

1. 目的

京都議定書に規定されている CDM プロジェクトの実現可能性調査を通じて、CDM 制度の抱える限定的なプロジェクト対象範囲やプロジェクト実施国に係る課題の解決に資することを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、下記「応募区分」に従い、調査報告書並びにプロジェクト設計書 (PDD) (PoA-DD 及び CPA-DD を含む) 等を完成させていただきます。

なお、(ウ) の区分についてのみ、必要性が認められる場合は調査費を利用した有効化審査の実施を可とします。(PDD の UNFCCC CDM ウェブサイトへの PDD の公開 (パブリックコメント受付) を行い、デスクレビュー完了までを必須とします。) 有効化審査は指定運営組織 (DOE) への外注という形で実施するものとし、外注業務成果物となるもの (例えば、Draft Validation Report、またはデスクレビュー結果書類) を提出させることが必要となります。

(ア) 標準化ベースラインの開発を行う案件

- 調査期間内にホスト国 (群) に適用可能な標準化ベースラインを開発し、ホスト国指定国家機関 (DNA) を通じて CDM 理事会に提案する、あるいはホスト国 DNA に提出する予定である案件。
- 当該標準化ベースラインの適用範囲が大きいと考えられる案件。

(イ) 日本製技術の活用を資する CDM 方法論の新規開発を行う案件

- 調査期間内に新方法論提案を国連に承認申請する予定である案件。
- 新方法論承認により、CDM プロジェクトの開発・実施の広がりや効率化、特に優れた日本製技術の活用による GHG 排出削減のスケールアップが期待される案件。

(ウ) CDM プロジェクトの地理的不均衡是正に寄与する案件

- 当該ホスト国において CDM プロジェクトの開発・登録が進まない理由についての調査を同時に行う案件。
- 原則として承認済み方法論等を適用する案件が対象。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及び京都議定書を批准しており、非附属書 I 国に該当する国。

(ウ) の区分についてのみ、CDM プロジェクトの登録件数が 10 件未満の国を対象とし、特に後発開発途上国 (LDC) または小島嶼開発途上国 (SIDS) における案件を優先的に考慮する。

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO₂ 削減に資する分野。(※REDD+を含む森林吸収源対策は含みません。)

(4) 調査期間

契約締結日から平成 26 年 3 月 3 日 (月) を予定。

(5) 調査費用

- 調査費の上限額は 1 件当たり概ね 1000 万円 (税抜) とします。
- 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- 調査費は、委託業務事務処理規程に定められた委託業務の実施に必要な経費となります。
- 調査費は精算払いとします。支払い時期は平成 26 年 4 月下旬頃を予定しています。

3. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべての条件を満たすことのできる日本法人(登記法人)。

- (1) 次の(a)～(c)のいずれかに該当すること。
 - (a) 民間企業
 - (b) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (c) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (2) 調査事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 調査事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (4) 調査事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 本募集要項の[別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」](#)に誓約できる者であること。

4. 応募方法

(1) 応募書類等の提出

本募集要項(参考資料を含む)及び応募様式IV-2記入要領を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vi)です。

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|---------------------------------|
| (i) | 提案書(応募様式IV-1) | | 1団体当たり1部 |
| (ii) | 提案内容(応募様式IV-2) | } | まとめて20セット
(両面コピー、左上端ホッチキス止め) |
| | (概要、詳細とも) | | |
| (iii) | 調査費積算内訳(応募様式IV-3) | | |
| (iv) | 提案団体の概要(応募様式IV-4) | | |
| (v) | 提案団体の参考資料 | | 1団体当たり1部 |
| (vi) | 電子媒体(上記(ii)(iii)(iv)のみ) | | 1団体当たりCD-R1枚に収納 |

- (ii)提案内容に記載した内容は、実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募様式は、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入すること。
- 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 公募説明会

本公募に関する説明会を東京及び大阪で開催します。

詳細は[P.24～P.25の「公募説明会について」](#)を参照してください。

(3) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次にしたがって提出してください。

- 1) 提出期限: **平成25年6月3日(月)午後5時00分まで**
- 2) 提出方法: 電子メールにて本件窓口に送付すること。
※電子メールの件名は「質問:H25 CDM 実現可能性調査」とすること。
- 3) 回答方法: 平成25年6月5日(水)中までに本件窓口のホームページ上で行います。

(4) 応募書類の提出期限及び提出場所等

1) 応募書類の提出期限及び提出場所

提出期限: **平成25年6月12日(水)午後3時00分(必着)**

提出場所: 本件窓口あて

2) 応募書類の提出方法

- 応募書類は、提出場所に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)してください。ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は認めません。
- 応募書類の送付時に電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「H25 調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び

連絡先を記入すること。) 複数の案件を応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめて頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。) 応募書類受付後、そのメールに返信します。

※「I. 実証案件組成調査」「II. 方法論実証調査」、「III. 実現可能性調査」、及び「IV. CDM 実現可能性調査」の区分の複数に提案する場合も、電子メールでの連絡は一度にまとめて構いませんが、調査案件が I、II、III、IV いずれに該当するものであるか分かるように記載してください。

- 理由の如何によらず、提出期限を過ぎての提出は認めません。
また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。

※ 内容をよく確認した上で提出すること。

- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(5) その他

- 応募書類等は、採択審査にのみ使用します。
- 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
- 不採択となった応募書類等の内容は、非公表とします。

5. 審査・採択要件

(1) 審査の方法

応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。

平成 25 年 6 月 17 日 (月) から 6 月 28 日 (金) (期間中の土・日曜日も含む)

一次審査では、「3. 応募資格」及び「5. 審査・採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。

一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成される「プロジェクト支援委員会」(以下「委員会」という。)により最終採択審査を行います(平成 25 年 7 月初旬を予定)。

委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。

(2) 採択要件

【考え方】

2. (1) に示す (ア) ~ (ウ) の応募区分にしたがい、調査内容とそれに基づく調査成果が期待され、同時に調査対象プロジェクトを実施できる可能性が大きいと判断される案件であり、また将来的に普及が見込まれる方法論や標準化ベースラインなどを対象としている案件を優先的に採択します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

具体的には、以下の採択要件に基づいて総合的に評価します。

- 1) CDM プロジェクトとして実現可能性があること(ホスト国が京都議定書を批准していることも含む)
- 2) 有効化審査を目指した PDD (PoA-DD・CPA-DD 含む)の作成が視野に入っていること
- 3) ホスト国において、現地カウンターパート(政府、団体、企業等)が存在していること
- 4) プロジェクトで採用する技術が実用化されていること
- 5) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること
- 6) ((ア)区分のみ)調査成果物としての標準化ベースライン案の作成が視野に入っていること
- 7) ((イ)区分のみ)調査成果物としての新方法論の作成が視野に入っていること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- A) 公的支援の必要性が高いと認められるもの
 - ・ 標準化ベースライン・方法論の開発等による将来的な制度発展に寄与する度合いが高いもの
 - ・ 後発開発途上国や小島嶼開発途上国で CDM プロジェクトの実施が期待されるもの
 - ・ CDM プロジェクトの地理的不均衡是正に資するもの

- ローカルな環境汚染対策効果がホスト国の政策・ニーズに合致しているもの
 - ホスト国の持続可能な開発に貢献するもの
 - 当該プロジェクト以外への高い波及効果が期待できるもの
 - 日本の技術移転が図られるもの
- B) CDM プロジェクトの実現可能性が客観的に高いと認められるもの
- ホスト国において既に基礎調査を実施済みで、その調査結果が良好なもの
 - ベースライン設定及びモニタリング計画(方法論の適用含む)に関して具体的な検討がされているもの
 - プロジェクト実施体制・資金計画等が具体的に整っているもの
 - 排出削減量の算定根拠が妥当であるもの

(3) 採択結果の公表

採択・不採択の結果については、応募団体宛(提案書に記載のある住所)に文書で通知します(平成25年7月中旬を予定)。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び(公財)地球環境センター(GEC)から公表します。

なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

6. 調査事業の流れ

(1) 見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日(採択公表の数日後を予定)までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。(委託業務事務処理規程(案)を確認されることをお勧めします。)

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GECが調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。

契約期間は、契約締結日から平成26年3月3日(月)(予定)までとします。

契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。

(3) 調査の実施

契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。

調査開始直後(原則1ヶ月以内)に第1回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後(帰国後)に現地調査報告書を提出していただきます。(様式及び提出期限は別途お知らせいたします。)現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局(場合によっては環境省担当者)も同行させていただく場合があります。

(4) 結果の報告等

1) 委託業務実施期間中の調査結果の報告

毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。

平成25年10月上旬頃に中間報告書(和文)を提出していただきます。

※中間報告書は第2回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

※中間報告書に関する第2回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します(平成24年10月下旬予定)。必ず出席してください。

平成26年1月中旬には3月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及びPDD案とともに提出していただきます。

平成26年3月3日(月)(予定)の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー(英文)、PDD案((ア)区分については標準化ベースライン案、(イ)区分について

は CDM 新方法論案も含む) を提出していただきます。

最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GEC のホームページ (<http://gec.jp/jp>) で公表します。

2) 報告会への出席

調査成果報告会(平成 26 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定)に出席し、調査結果について報告していただきます。

※調査成果報告会への出席に係る旅費等は、開催時期が調査終了後となった場合は、GEC よりお支払い致します。

(5) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に 7 月又は 8 月頃に開催しますので、出席してください。

委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

7. 調査終了後について

調査対象 CDM プロジェクトの進捗状況等について、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、官側(及び貴財団)の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて貴財団の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

公 募 説 明 会

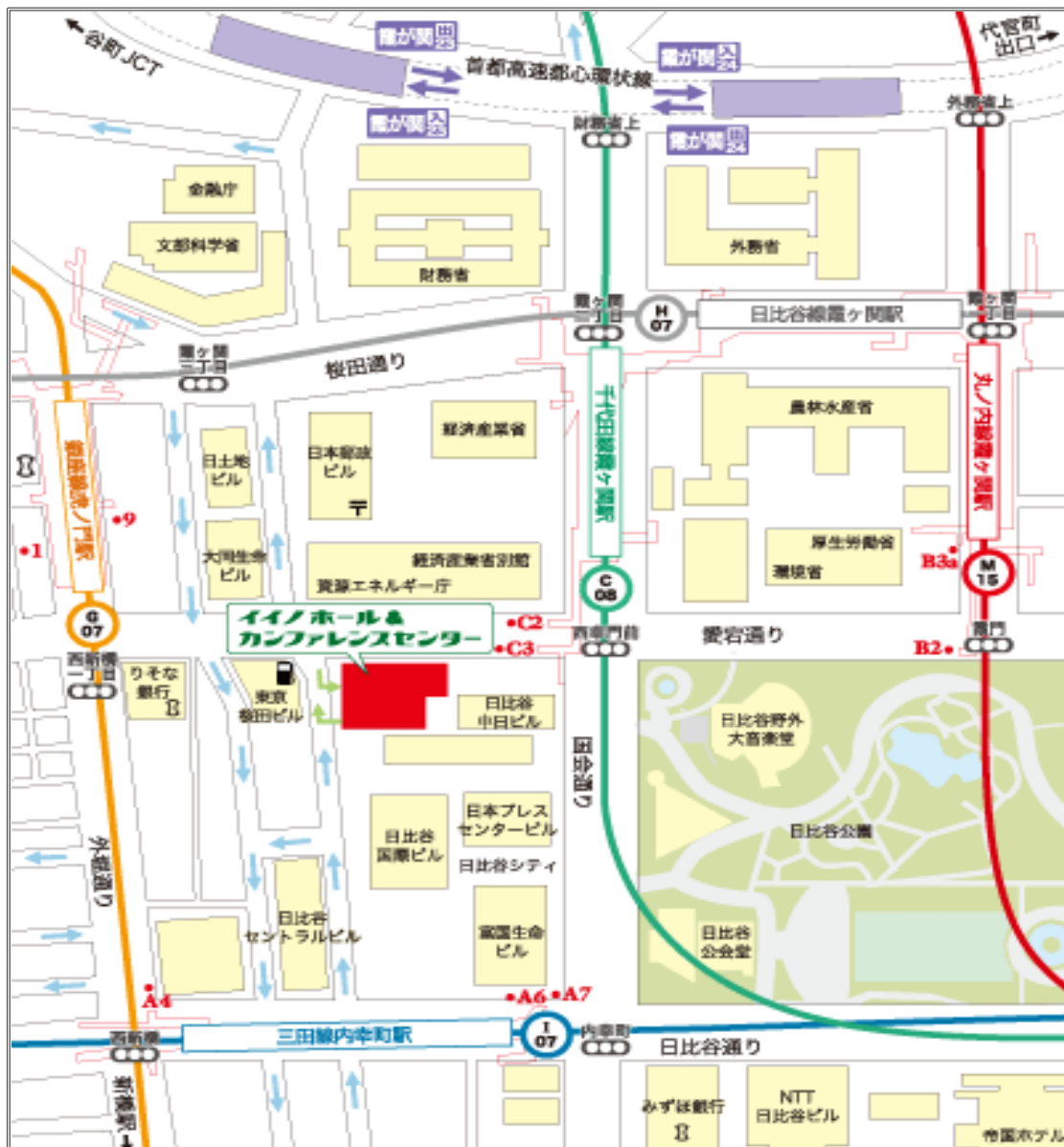
以下の日程により、東京と大阪において公募説明会を開催します。公募説明会は、「I. JCM/BOCM 実証案件組成調査」「II. JCM/BOCM 方法論実証調査」、「III. JCM/BOCM 実現可能性調査」、及び「IV. CDM 実現可能性調査」のすべての公募を対象としたものです。応募を予定されている方、ご関心のある方は極力出席をお願いします。なお、事前登録は必要ありません。

<東京会場>

- ・ 日時：平成 25 年 5 月 30 日（木）午前 10:00~12:00
- ・ 場所：イノカンファレンスセンター Room B（4 階）
（東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル）

TEL：03-3506-3251

- ・ 東京メトロ 丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 C3 出口から徒歩 1 分
- ・ 東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅 9 番出口から徒歩 3 分
- ・ 東京メトロ 有楽町線「桜田門」駅 4 番出口から徒歩 10 分
- ・ JR 山手線、都営地下鉄浅草線、ゆりかもめ「新橋」駅 徒歩 10 分
- ・ 都営地下鉄 三田線「内幸町」駅 A6 出口より日比谷シティ経由で直結



<大阪会場>

- ・ 日時：平成 25 年 5 月 31 日（金）午前 10:00～12:00
- ・ 場所：公益財団法人地球環境センター（GEC） 1F 特別会議室
（大阪市鶴見区緑地公園 2-110）
TEL：06-6915-4122
（大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 「鶴見緑地駅」下車徒歩 5 分）



※ 拡大地図の矢印の先端の場所にある通用門からお入り下さい。

本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
事業部 気候変動対策課（織田、坂内）
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：<http://gec.jp/jp/>